

タレス クラウドプロテクション&ライセンスング

インダイレクト アクセラレート リセラー パートナー ネットワーク契約

本パートナー契約及び本契約に記載の条件を注意深くお読みください。本契約は、署名され交渉された書面による契約と同様の法的効力を有します。「同意します」をクリックすることにより、お客様は、本アクセラレート パートナー ネットワーク契約をお読みになったこと、本契約を理解されたこと、お客様の組織を拘束する権限を有すること、及び本契約の条件に拘束されることに同意することを確認します。本契約の条件に同意されない場合は、タレス アクセラレート パートナー ネットワーク アプリケーションにおいて「同意します」をクリックしないでください。

本インダイレクト アクセラレート パートナー契約(以下「本契約」といいます。)は、以下に定義するタレス(以下「タレス」といいます。)と、該当するアクセラレート パートナー ネットワーク(以下「本プログラム」といいます。)アプリケーションに含まれる情報により特定されるお客様並びにお客様のいずれかの関係法人及び子会社(以下「パートナー」といいます。)との間で、本契約のクリックスルー日から30日以内にパートナーに発行される承認メールに記載の範囲に限り、またパートナーがプログラムガイドに記載の関連基準を充足していることを条件として、効力を有します。本契約では、パートナーが自らをアクセラレート リセラー パートナーであると表明することを許可される条件を定めています。本契約は、承認された販売会社を通じた、パートナーによるタレスからの間接的な本製品の購入に適用されます。

第1条 承認及び許諾

1.1 一般的な承認 タレスは、パートナーに対し、承認メールに記載のとおり、また本契約の条件及びプログラムガイドに記載の条件に従って本地域において本製品のマーケティング、デモンストレーション及び(該当する場合)再販を行うための非独占的、譲渡不能、取消可能なライセンスを、本契約の条件に基づいて許諾します。

第2条 パートナーの責任

2.1 プログラムガイド パートナーが本プログラムにパートナーとして参加するには、パートナーが本契約の条件(プログラムガイドの条件を含みます。)を遵守することが条件となります。

2.2 マーケティング努力 パートナーは、プログラムガイドに定義される販売・マーケティング プログラムを開発及び実施するべく最善の努力を尽くすものとします。

2.3 個人データ パートナーは、DPAの条件に従い本製品の使用に関連して提供された全ての個人データをタレスが処理・保存できるようにするための明示的な権限をエンドカスタマーが付与することを確認するものとします。パートナーは、適用されるサービス提供条件、EULA又はDPAのいずれかの部分を修正し、又は第三者にその修正を許可することを差し控えるものとします。

2.4 制限 タレスの事前の書面による同意(電子メールによる場合もあります。)がない限り、パートナーは、以下の各号の行為を行ってはなりません。(a)本製品に関して、本件文書と矛盾する言明を行うこと、(b)本製品若しくはその他のタレスの知的財産に基づいて二次的著作物を作成すること、(c)競合する製品若しくはサービスを構築すること、(d)本製品に含まれるアイデア、特徴、機能若しくはグラフィックを使用若しくはコピーして製品を製造し、若しくは製造させること、(e)本製品のフレーミング若しくはミラーリングを行うこと、又は(f)本製品のバイナリーコード部分のリバース エンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブ

ルを行い、若しくはその他の方法で本製品のバイナリーコード部分からソースコード、技術、プロセス、アルゴリズム、ノウハウ若しくはその他の情報を引き出すことを試み、若しくは前記のいずれかの行為を許可し、若しくは誘発すること。

2.5 追加的義務

- (i) パートナーは、(a)プログラムガイド、及び／又は(b)サービス固有の条件(本契約に基づきパートナーの活動に適用されるもの)に規定されている追加の義務を履行する必要があります。
- (ii) パートナーは常に、腐敗行為及び斡旋収賄のリスクの防止に関して適用される国内及び外国の法令、特に、透明性、腐敗行為防止及び経済の近代化に関する2016年12月9日付けのフランス法第2016-1691号(以下「サパンII法」といいます。)に、適用される範囲で従って行動するものとします。パートナーは、優遇、仕事、契約又はその他の有利な決定を得ることを目的として、ある人物が職権を濫用する目的で、又はその人物が実際の若しくは想定される影響力を不正に使用した可能性があるために、その人物に対して、自身又は他者のために、直接的であるか第三者を通じてであるかを問わず、いかなる贈物又は利益も提供したり約束したりしてはなりません。パートナーは、有利な決定を下す、又は得る目的でその影響力を不正に利用するために何らかの種類の申出、約束、贈物又は利益を自らのために勧誘したり、受け入れたりしてはなりません。パートナーは、当事者がサパンII法の要件の対象である限り、同法の要件を充足するコンプライアンス プログラムを実施済みであることを宣言します。パートナーは、「タレスのパートナー及びサプライヤーのインテグリティ及び企業責任に関する憲章(the Thales Partners & Suppliers Integrity and Corporate Responsibility Charter)」(以下「本憲章」といいます。)に実質的に相当する行動規範を採用していることを確認し、それを遵守することを約束します。パートナーは、その下請業者、サプライヤー及びサービス プロバイダーに本憲章、又は本憲章に実質的に相当する行動規範を遵守させることを約束します。
- (iii) パートナーは、全ての適用ある輸出管理規制及び経済制裁(以下「輸出関連法令」といいます。)を遵守するものとします。輸出関連法令には、該当する場合、米国商務省(U.S. Department of Commerce)が管理する輸出管理規制(the Export Administration Regulations)(以下「EAR」といいます。)、米国財務省外国資産管理局(the Treasury Department's Office of Foreign Assets Control)(以下「OFAC」といいます。)が管理する貿易制裁及び経済制裁、英国政府、欧州連合(以下「EU」といいます。)及びEU加盟国が管理する輸出管理規制及び制限措置、並びに禁輸措置及び貿易管理規制が含まれます。パートナーは、アメリカ合衆国、EU加盟国又は連合王国において適用される(EU加盟国については、EUの規制によるものか、政府の決定によるものかを問いません。)ブロックング又は資産凍結措置の対象である個人又は法人に対し、本製品を輸出又は供給してはなりません。これは、OFACの特別指定国民及び資格停止者リスト(OFAC List of Specially Designated Nationals and Blocked Persons)、EU加盟国の国別リスト又はEU統合リスト(the EU Consolidated List)に掲載されている個人及び法人に適用されますが、これらの個人及び法人に限定されるものではありません。パートナーは、購入され販売された、又は転売されたタレスの製品及びサービスの輸出、再輸出及び移転に関する完全、真正かつ正確な記録を、当該輸出、再輸出又は移転の日から少なくとも5年間維持することに同意し、要請に応じてかかる輸出関連の記録を提供することに同意します。パートナーは、その販売業者、再販業者及び顧客(並びにそれぞれの取締役)が上記の制裁、ブロックング又は資産凍結措置の対象となっていないことを確認するために、適切な手続、管理手段及びシステム(自動スクリーニングツールを含みます。)を実施することに同意します。パートナーは、輸出関連法令に対する違反のリスクを防止するために、本条が

ら生じる要件をその販売業者及び再販業者に適用することに同意します。本条のいずれかの規定に対する違反は、契約上の義務の重大な違反と見なされ、タレスに、その違反が満足 of いくように是正されない限り履行を停止する権利、又は本契約を直ちに解除する権利を与え、これは契約上及び／又は法律上の規定に基づいてタレスが権利を有するその他の救済手段を損なうものではありません。

第3条 タレスの責任

3.1 マーケティング サポート タレスは、パートナーに対し、アクセラレート パートナー ポータル及びプログラムガイドに概略されているマーケティング資料及び販売サポートのほか、本製品の開発に関する情報(変更、追加又は新規発売など)を提供するものとします。

3.2 計画的変更 タレスは、30日前の通知をもって、(a)本プログラム、(b)本製品若しくはその他の本製品に関連するサービス提供物、(c)価格設定、又は(d)プログラムガイドを修正又は中止することができます。変更は、30日の通知期間の満了時に効力を生ずるものとします。パートナーがプログラムガイド又は本契約の条件に異議を唱えた場合、パートナーの唯一の救済手段は、本プログラムへの参加を中止すること及び／又は本契約を解除することとします。

第4条 注文

4.1 注文 本契約は、パートナーに対し、タレスに本製品を直接注文する権限を与えるものではありません。本製品の発注は、販売会社が定めた発注手順に従い、またパートナーと販売会社との間で合意された価格設定及び支払条件に従い、販売会社を通じて行われなければなりません。発注書には、パートナー、販売会社及びエンドカスタマーを明記しなければなりません。上記の別段の規定にかかわらず、タレスが発注書を承認又は処理した場合であっても、パートナーから受領した、又はパートナーを通じて受領した発注書に予め印刷されていた条件は無効であり、効力を有しないものとします。価格設定及び支払条件は、別個の契約に従うものとします。

第5条 割引及び販売促進

5.1 割引及び販売促進 タレスは、パートナーのマーケティング努力を支援するために、さまざまな価格プロモーション、割引、リベート、取引登録及びその他の特典プログラムを販売会社に対して提案することができます。タレスがパートナーに直接提供する特典を除き、いかなるプログラムの実際の実施も、販売会社の単独の裁量に従うものとします。パートナーは、パートナーが受ける権利を有すると信じるインセンティブの金額又は条件に関するパートナーと販売会社との間の紛争について、タレスを補償・免責するものとします。ラテンアメリカの販売会社及び／又はリセラーには、一部の特典又はインセンティブが適用されない場合があります。

第6条 表明及び保証

6.1 限定的な製品保証 タレスがエンドカスタマーに提供する製品保証については、適用される販売条件、サービス提供条件又は本件文書(該当するもの)に記載されています。かかる保証は、タレスによって行われる唯一の保証を構成し、制定法上、明示的又は黙示的であるかを問わず、その他の全ての保証及び条件(権利の非侵害、商品性又は特定目的に対する適合性の保証を含みますが、これらに限定されません。)に代わるものです。

6.2 パートナーの表明及び保証 パートナーは、以下の各号を表明し、保証します。(a)本契約を締結す

る個々の代表者が、パートナーにこれらの条件を遵守させる正当な権限を付与されていること、(b)パートナーが、本地域内で事業を行う権限を与えられていること、(c)パートナーが、承認されたパートナーとしての、また本契約に基づくパートナーの活動に適用される機能及び義務を履行するために必要なスキル、専門知識及び資源を有していること、(d)パートナー又はその従業員若しくは役員のいずれも、本地域の政府の軍隊の役人、職員若しくは現役の構成員又は本地域の政府の役人若しくは職員でないこと、(e)本地域のいずれの政府役人及び本地域の政府機関又は政府部局のいずれの役人も、パートナーと関連しておらず、若しくは将来において関連せず、又はパートナーに対する(直接又は間接的な)持分を将来有さず、若しくは現在有しておらず、又は本契約若しくは本契約に基づきタレスが行う支払に対する法的若しくは受益的持分を有しておらず、若しくは将来有しないこと、(f)アクセラレート アプリケーションにおいて提供された情報に変更があった場合は、速やかにタレスに報告すること、(g)本契約の条件に従い、タレスとの関係を正確に特定すること、(h)第8条に定めるものを含め、本契約に基づく義務及びパートナーの活動に関して適用される全ての法律を遵守すること、(i)倫理規範その他の義務的方針の条件に従って、本契約に基づくパートナーの義務を履行し、本契約に関するパートナーの業務を行うこと、(j)販売条件及び適用あるサービス提供条件と合致しており、かつ少なくともそれらと同程度に本製品並びにタレス、その関係法人、承継人及び譲受人を保護する条件に従ってのみ本製品を販売すること。

第7条 契約期間及び解除

7.1 契約期間 本契約は、タレスが承認メールを交付した時点でのみ有効となります。承認メールに別段の明示的な記載がない限り、本契約は、本第7条に従って解除されるまで有効に存続します。疑義を避けるために付言すると、また本契約中のこれと異なるいかなる規定にもかかわらず、当該時点で最新の期間におけるアクセラレート パートナーとしてのパートナーの参加範囲は、直近に発行された承認メールに定めるとおりとします。

7.2 解除 いずれの当事者も、30日前に相手方当事者に書面で通知することにより、理由の有無にかかわらず、本契約を終了することができます。タレスは、パートナーが(a)本契約に著しく違反した場合、(b)支払不能若しくは破産の宣告を受けた場合、(c)倫理規範に違反した場合、又は(d)タレスの同意なしに本契約に基づく権利を譲渡若しくは移転した場合、通知後直ちに本契約を解除することができます。

7.3 解除の効果 本契約が解除された場合、パートナーは速やかに以下の各号を行うものとします。(a)「処理中」、「進行中」又は販売待ちの全ての本製品の販売機会をタレスに移転すること、及び(b)タレス商標を含むタレスの知的財産権の使用を停止し、その秘密情報を返還し又は確実に破棄すること。

7.4 存続条項 本第7.4項並びに第6.2項、第8条、第9.1項及び第10条乃至第13条は、本契約の終了後も有効に存続するものとします。

第8条 法律及び規制の遵守

8.1 輸出 本製品は、アメリカ合衆国及びその他の国の輸出管理法の適用を受け、パートナーは、これらの法律に違反して本製品を(再)輸出又は再販しないことに同意します。パートナーは、エンドカスタマーに輸出制限を通知する責任を負います。パートナーは、本製品が、核・化学・生物兵器戦争、ミサイルという最終用途又はこれらに関連する訓練のために使用されないことを表明し、保証します。パートナーは、取引禁止対象者に対して本製品を輸出、販売及び／又は転用してはなりません。

8.2 商用ソフトウェア及び文書に関する米国政府の権利 ライセンス及び関連する商用ソフトウェアが、米国政府により、若しくは米国政府に代わって、又は米国政府の元請業者若しくは下請業者(いずれの階

層であるかを問いません。)により取得される場合、ライセンス、関連する本ソフトウェア、及び付属の本件文書に対する米国政府の権利は、本契約及び適用されるEULAに定められているものに限定されます。これは、48 CFR 227.7201から227.7202-4まで(国防総省(DoD)の調達の場合)並びに48 CFR 2.101及び12.212(DoD以外の調達の場合)に基づくものです。

8.3 データのプライバシー及び保護 特定の本製品が設計どおりに動作するためには、個人データを使用する必要があります。当該個人データの受領、保持、使用又は開示に適用される法律(以下「データプライバシー法」といいます。)は、国及び法域によって異なります。パートナーは、パートナーが事業及び業務を行う国及び/又は地域に基づき適用される全てのデータプライバシー及びデータ保護に関する法律(その名称を問いません。)を遵守することを表明し、保証します。これには、個人データの利用目的をエンドカスタマーに通知することが含まれますが、これに限定されません。更に、パートナーは、以下の各号を行うものとします。(a)タレス又はその認定サプライヤーによる個人データの受領、保持、使用又は開示に関する情報について、プログラムガイドを定期的に確認すること、(b)タレス又はその認定サプライヤーによる個人データの受領、保持、使用又は開示に必要なあらゆる承認を取得すること、(c)適用されるデータプライバシー法に従って、タレスのプライバシー慣行に関する通知に対する制限(かかる制限がタレスによる個人データの使用又は開示に影響を及ぼす可能性がある場合)についてタレスに通知すること、(d)個人による個人データの使用又は開示の許可の変更(かかる変更がタレスによる個人データの使用に影響を及ぼす可能性がある場合)又は取消しについて、タレスに通知すること、(e)データプライバシー法に従ってカスタマーが同意した個人データの使用又は開示に対する制限(かかる制限がタレスによる個人データの使用に影響を及ぼす可能性がある場合)についてタレスに通知すること、並びに(f)タレスに個人データを提供する前に、データプライバシー法により要求される同意、承認又は許可を取得すること。パートナーは、タレスが適用されるデータプライバシー法の下で許容されない方法で個人データを使用することを要求してはなりません。パートナーは、パブリック ネットワークを介してタレス又はその認定サプライヤーに送信される全ての個人データを暗号化するものとします。

8.4 贈収賄防止の遵守 パートナーは、(a)贈収賄防止及び腐敗行為防止に関して適用される全ての法律、制定法及び規制(2010年英国贈収賄防止法(the UK Bribery Act 2010)、OECDの国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約(OECD Convention Against Bribery of Foreign Public Officials in International Business Transactions)及び1977年米国海外腐敗行為防止法(the US Foreign Corrupt Practices Act of 1977)を含みますが、これらに限定されません。)(以下「本要件」といいます。)を遵守し、(b)米国又は英国で実施されていれば本要件の下で犯罪を構成することになる活動、慣行又は行為に従事せず、(c)本要件の遵守を確保するための自己の方針及び手続を整備、維持及び執行し、(d)本契約の履行に関連してパートナーが受領した、不当な金銭的影響又は前払の要請又は要求についてタレスに報告するものとします。

第9条 知的財産権、商標、パブリシティ

9.1 権利の留保 タレスは、本製品に関する全ての権利、権原及び利権を留保します。これには、全ての知的財産権(改良品又は本製品に基づく二次的著作物及びそれらに具現化されている貴重な営業秘密に関する全ての権利を含みます。)が含まれますが、これに限定されません。パートナーは、改良品に対するいかなる所有権も放棄します。本製品のマーケティングを行い注文を勧誘する限定的な権利を除き、パートナーは、パートナーによる本製品の使用を理由として、本製品に関する知的財産権に対していかなる権利も取得しません。パートナーは、本製品又はタレス商標に関する知的財産権を出願又は取得せず、また、それらに対するタレスの所有権を損なう行為を一切行いません。いずれの当事者も、本条に基づき付与された権利又はその一部を相手方当事者の競合会社に譲渡又は実施許諾しないものとす

す。

9.2 本製品の提供中止及び／又は変更 タレスは、その単独の裁量で、(i)パートナーに通知した上で、パートナーに対して責任を負うことなく、本製品のコンポーネントを変更、修正又は提供中止することができ、(ii)本製品又は本サービスの第三者コンポーネントを交換することができ、(iii)パートナー、その販売会社又はエンドユーザーが提案した新たな特性又は機能を、これらの当事者に対して責任を負うことなく採用することができます。

9.3 タレス商標の使用 パートナーによるタレス商標の使用は、アクセラレート パートナー ポータル及び／又はプログラムガイド(該当するもの)に掲載されたタレスのその時点で最新のブランディング ガイドラインに従わなければなりません。パートナーが本契約及びブランディング ガイドラインの条件を遵守することを条件として、タレスは、パートナーに対し、本製品の販売に関連してのみタレス商標を表示及び使用するための限定的、取消可能、非独占的なライセンスを許諾します。タレスは、パートナーが電子媒体、印刷物又はウェブサイトにおいてタレスのロゴ又は本製品の名称を使用することを、単独の裁量で否認又は承認する権利を留保します。パートナーは、世界中のいかなる場所においても、タレスが所有する商標、名称、URL(又はそれらの要素、派生物、翻案物、改変物若しくは名称)を登録しようとしていたり、タレス商標と混同するほど類似しているマークを採用したり、タレス商標の登録に異議を申し立てたりしてはなりません。

9.4 パブリシティー いずれの当事者も、相手方当事者の事前の審査及び承認なくして、本契約に関連するいかなるニュース リリース、広告又はその他の公的発表も発表又は公表しないものとし、かかる承認は、不当に留保又は遅延されないものとし、

第10条 秘密保持

10.1 秘密保持 各当事者は、同様に重要な自己の情報を保護する場合と同様に(ただし、合理的な注意を下回らない注意を払って)秘密情報を保護するものとし、本契約を履行する目的のためにのみ当該情報を使用できるものとし、受領当事者は、秘密情報が実際に不正開示された場合、又はそのおそれがある場合は、直ちに報告するものとし、秘密情報の開示が法律により強制される場合、受領当事者は、可能であれば開示当事者に通知し、開示当事者の費用負担で、当該開示に異議を唱えるのを支援するものとし、開示当事者は、本第10条の違反に対して差止命令による救済を求めることができます。両当事者は、受領当事者が本第10条に違反した場合、開示当事者は修復不能な損害を被る可能性があり、かかる損害については、コモロー上の救済を得ても当該損害に対する適切な保護又は適切な補償が得られないことを認め、これに同意します。したがって、両当事者は、開示当事者が差止命令による救済及び／又は受領当事者の本契約上の義務の特定履行、並びに正当な管轄権を有する裁判所が認める可能性のある追加的な救済を求める権利を有することに同意します。

10.2 例外 秘密情報には、以下の各号のいずれかに該当する情報は含まれないものとし、(a)現在公知公用となっているか、受領当事者の作為若しくは不作為によらずして今後公知公用となる情報、(b)当該時点で存在する記録によって証明されるとおり、当該情報を受領した時点で受領当事者が知っていた情報、(c)その後、開示当事者の権利の侵害を伴わず、かつ、開示若しくは使用に関する制限を伴わずに、権利として当該情報を所有する第三者から受領当事者に提供された情報、(d)開示当事者から受領した情報を使用若しくは参照することなく、受領当事者が独自に開発した情報、又は(e)本契約を明示的に参照し、開示当事者の権限を有する代表者が署名した、書面による開示許可の対象である情報。

第11条 補償及び責任の制限

11.1 補償—一般 パートナーは、以下の各号に基づき又は起因して生じる一切の請求、損害、債務及び費用について、タレス及びその関係法人、従業員、役員、取締役及びサプライヤーを防御、補償及び免責するものとします。(a)本契約上の表明若しくは保証に対する違反、(b)いかなる条件にも従わずに、若しくは販売条件、本文書若しくは適用されるDPA、EULA若しくはサービス提供条件に定めるものと同程度以上にタレス、本製品及び知的財産権を保護しない条件に従って行われたパートナーによる本製品の販売、(c)パートナー若しくはその承認された代理人の作為若しくは不作為、(d)パートナー若しくはエンドカスタマーによるDPA、EULA、SLA若しくはサービス提供条件の変更、(e)パートナーによるパートナーとそのエンドカスタマーとの間の契約に対する違反、並びに／又は(f)本製品の販売に関連して提供された個人データをタレスが処理し保管することについて、エンドカスタマーから明示的な承認を取得できないこと。

11.2 タレスは、補償対象となる請求に関連して、パートナーの保険に基づく追加被保険者として直接請求を行う権利を有し、パートナーは、適用されるリテンション(免責金額)について責任を負うものとします。

11.3 責任の制限 第8条から第11条まで、並びにパートナーによる本契約に規定された表明及び保証に対する違反に関する場合を除き、(A)いずれの当事者又はその関係法人、従業員、役員、取締役若しくはサプライヤーも、本契約から生じる訴訟原因に関連する特別損害賠償、間接損害賠償、付随的損害賠償、結果的損害賠償又は法定損害賠償について(それが違反当事者にとって予見可能なものであったとしても)責任を負わず、(B)いずれの当事者の責任も、50,000米ドルを超えないものとします。

第12条 一般規定

12.1 譲渡 本契約は、各当事者の認められた承継人及び譲受人を拘束し、これらの者の利益のために効力を生じるものとします。ただし、パートナーは、タレスの事前の書面による同意を得た場合に限り、本契約を譲渡することができます。

12.2 不可抗力 いずれの当事者も、その合理的な制御を超えた事由による非金銭的義務の不履行について責任を負いません。

12.3 可分性 本契約のいずれかの規定が無効又は履行強制不能と見なされた場合でも、本契約の残りの部分は完全な効力を有するものとします。

12.4 権利の非放棄 当事者が厳格な履行を主張しないこと、又は当事者が行使できる権利を行使しないことは、当該規定又はその他の規定の将来の執行を妨げるものではありません。

12.5 準拠法及び裁判管轄 本契約は、以下の法律に準拠し、紛争は、以下に定める法廷においてのみ解決されるものとします。各当事者は、裁判地又は不便宜法廷地に基づく異議申立を放棄し、当該裁判所の対人管轄権に同意します。

タレスの契約事業体	準拠法	紛争に関する法廷
THALES DIS CPL DEUTSCHLAND GMBH	ドイツの法律	ミュンヘンの法廷
THALES DIS CPL UK LIMITED	イングランド及びウェールズの法律	ロンドンの裁判所
THALES DIS TECHNOLOGIES BV	イングランド及びウェールズの法律	ロンドンの裁判所
THALES DIS CPL AUSTRALIA PTY LTD	ニューサウスウェールズ州の	オーストラリア、シドニーの裁判

	法律	所
タレスDISジャパン株式会社	日本の法律	日本国、東京の裁判所
SAFENET INDIA PRIVATE LIMITED	インドの法律	インド、ニューデリーの裁判所
THALES DIS ISRAEL LIMITED	イングランド及びウェールズの法律	ロンドンの裁判所
THALES DIS CPL USA, INC.	アメリカ合衆国、テキサス州の法律	テキサス州、トラヴィス郡の裁判所
THALES DIS BRASIL CARTÕES E SOLUÇÕES TECNOLÓGICAS LTDA	ブラジルの法律	ブラジル、サンパウロの裁判所
THALES DIS CPL CANADA, INC.	オンタリオ州の法律	オンタリオ州の裁判所
THALES DIS MEXICO SA DE CV	メキシコの法律	メキシコシティの裁判所
THALES DIS CPL HONG KONG LIMITED	香港の法律	香港の裁判所

12.6 代理人関係の不存在 パートナーとタレスは独立した契約者です。本契約は、代理関係、雇用関係、フランチャイズ関係を創設するものではなく、合併事業又は法的パートナーシップを創設するものでもありません。いずれの当事者も、他方当事者の作為又は不作為について責任を負わないものとします。いずれの当事者も、相手方当事者の明示的な書面による同意なくして、何らかの方法で相手方当事者を代理し、又は相手方当事者に義務を負わせる権限を与えられていません。

12.7 変更 本契約及び本契約で言及されている文書は、タレスとパートナーとの間で、パートナーの本製品の再販許可に関する完全な合意を構成し、パートナーとタレスとの間の以前の通信に取って代わるものです。本契約に別段の明示的な定めがある場合を除き、本契約の変更は、両当事者の正当な権限を有する代表者が署名した明示的な書面によらなければなりません。

12.8 通知 本契約に基づく全ての通知、同意その他の連絡は、書面によらなければならず、(a)パートナーについては、アクセラレート アプリケーションにおいて特定されたビジネスマネージャーに対して交付されなければならず、(b)タレスについては、AcceleratePartnerNetwork@thalesgroup.comのチャンネル プログラム マネジメント部門ディレクターに対して交付し、写しを9442 Capital of Texas Highway North, #100, Austin, TX, 78759のタレス クラウドプロテクション&ライセンスング、リーガルヴァイスプレジデントに送付しなければなりません。通知は、(a)アクセラレート パートナー ポータルを介した通知、電子メール、直接手渡し、又は(b)料金前払の翌日配達サービス若しくは宅配サービスによって行われるものとします。通知は、交付が確認された時点で与えられたものと見なされます。本第12条における別段の定めにかかわらず、タレスは、電子メール又はアクセラレート パートナー ポータルを通じて、プログラムガイド、本憲章、製品リスト又は価格リストの改訂に関する通知を行うことができます。

第13条 定義

「アクセラレート アプリケーション」とは、パートナー又はその認定された関係法人若しくは子会社が入力し、タレスに提出するオンラインの申請書をいいます。アクセラレート アプリケーションは、参照することにより本契約に組み込まれます。

「アクセラレート パートナー ポータル」とは、<https://thales.webinfinity.com/>において利用可能なポータルをいいます。

「関係法人」とは、ある当事者に関して、直接又は間接的に当該当事者を支配し、当該当事者により支配され、又は当該当事者と共通の支配下にあるその他の当事者をいいます。前文において、ある当事者の

「支配」とは、当該当事者の経営若しくは方針を指示し、若しくは指示させる権限を直接若しくは間接的に保有すること、又は会社の直接若しくは間接的な所有権(実質的なものであるか記録上のものであるかを問いません。)若しくは会社の発行済株式資本の50パーセント、又は会社の一般的な経営を指示し、若しくは指示させる法的権限を保有することをいいます。

「承認メール」とは、タレスがパートナーに発行した、アクセラレート パートナーとしての承認を確認する最新の電子メールであって、アクセラレート アプリケーションに記載のアドレスに宛てて送信されたものをいいます。承認メールは、同メールに明示的に記載されている期間中、その条件に従って、パートナーに以下の各号を行う権限を与えるものとします。(a)本地域において本製品(該当する場合)を再販すること、及び(b)同メールに記載されるとおり自らをアクセラレート パートナーであると表明すること。承認メールでは、プログラムガイドに記載された基準に基づいてパートナーレベルを指定することができます。承認メールは、参照することにより本契約に組み込まれ、拘束力を有するものとします。

「認定サプライヤー」とは、本製品に関連してサポート サービス又はプロフェッショナル サービスを実施するためにタレスが使用する第三者事業体をいいます。

「本憲章」とは、<https://thales.webinfinity.com/>において入手可能な「タレスのパートナー及びサプライヤーのインテグリティ及び企業責任に関する憲章」(その方法を問わず、行われたあらゆる更新を含みません。)をいいます。

「秘密情報」とは、いずれかの当事者(又はその関係法人)により秘密若しくは専有情報であると特定された情報又はその性質により明らかに秘密である情報を含む一切の非公開情報をいい、以下の各号を含みますが、これらに限定されません。(i)ソースコード又はオブジェクトコードのいずれかとしてのソフトウェア、製品に組み込まれた技術、並びにそれに具現化された技術、アイデア、ノウハウ、プロセス、アルゴリズム及び営業秘密、(ii)いずれかの当事者及びその関係法人の製品計画、マーケティング戦略、財務、運営、顧客関係、顧客プロフィール、売上や顧客の見込み、売上予測又は財務実績に関する情報、(iv)本契約の条件、並びに(iv)プログラムガイド、アクセラレート パートナー ポータル、並びにアクセラレート パートナー ポータルにアクセスするためにパートナー又はその代表者に割り当てられたユーザー名及びパスワード。

「取引禁止対象者」とは、否認命令の対象となる、又はその他の方法で取引を行うことを制限若しくは禁止されている会社又は個人であって、さまざまな政府又は組織(国際連合、アメリカ合衆国、欧州連合、EU加盟国、シンガポール、香港など)によってリストに掲載されているものをいいます。当該リストは、当該組織及び政府により公表されています。

「販売会社」とは、再販業者を通じて本地域内でエンドカスタマーに本製品及びサポート サービスを販売することをタレスによって承認された会社をいいます。

「データ処理に関する補遺」又は「DPA」とは、サービス提供条件を補足するものであり、<https://thales.webinfinity.com/> 又はその後継ウェブサイトで提供される、随時変更されるデータ処理に関する補遺をいいます。

「本本文書」とは、該当する本製品(又はその一部)の操作、仕様、構造又は使用に関して、タレスがパートナーに提供又はその他の方法で利用可能とする本製品固有の文書及びその他の資料であって、タレスによって随時変更され、<https://supportportal.gemalto.com/csm/>、<http://www2.gemalto.com/sas/implementation-guides.html>(又はタレスが指定するその後継ウェブサイト

ト)で入手できるもの、又は本製品の納品とともに提供されるものをいいます。

「エンドカスタマー」とは、パートナーが社内使用のために本製品のマーケティング又は販売を行う企業顧客をいいます。

「エンドユーザー」とは、エンドカスタマー企業内の個々のユーザーをいいます。

「エンドユーザー ライセンス契約」又は「EULA」とは、タレスによって提供されたエンドユーザー ライセンス契約(タレスによって随時変更されたもの)であって、(i)納品時にソフトウェア製品若しくはハードウェア製品と共に提供されるか、若しくは納品時にソフトウェアメディアのパッケージに同梱され、又は(ii)本ソフトウェアのインストール時又は使用時に表示されるものをいい、(iii)ソフトウェア製品若しくはハードウェア製品にライセンス条項が添付されていない場合又はライセンス条項がその他の方法でタレスによって提供されていない場合には、<https://www.thalesecurity.com/about-us/legal> に規定されているEULAが適用されるものとし、いずれの場合も、それが、エンドカスタマー及びそのエンドユーザーによるソフトウェア製品又はハードウェア製品の組み込みソフトウェアの使用に適用されます。

「改良品」とは、本製品の修正、エンハンスメント、翻訳、二次的著作物、アップデート、アップグレード、新バージョン若しくは新リリース、又はその他の改良をいいます。

「知的財産権」とは、現在及び将来の全世界における全ての特許、実用新案、著作権、マスクワーク権、営業秘密、商標及びその他全ての知的財産権、並びにそれらに関連する文書又はその他の有形表現物をいいます。

「義務的方針」とは、<https://thales.webinfinity.com/>において入手できるタレスの義務的方針(タレスによって随時変更されたもの)をいいます。

「パートナーレベル」とは、プログラムガイドに詳述されているように、実際の販売活動に応じて、アクセラレート パートナーとしてのパートナーの参加に適用される指定をいいます。

「個人データ」とは、(a)当該データから、又は(b)当該データ及びパートナーが保有しているか若しくは保有する可能性が高いその他の情報から特定することができる、生存する個人に関するデータ(個人に関するものか、家庭生活、事業又は職業に関するものかを問いません。)をいいます。

「本製品」とは、タレスのハードウェア製品、ソフトウェア製品及び/若しくはSaaS(サービスとしてのソフトウェア)製品、保守及びサポート サービス、並びに/又はプロフェッショナル サービスをいいます。

「プロフェッショナル サービス」とは、特に、タレスがエンドカスタマーに提供する成果物をもたらすインストール及びインテグレーションなどの専門的サービスであって、<https://www.thalesecurity.com/about-us/legal> において記載され、タレスによって随時変更されたものをいいます。

「プログラムガイド」又は「アクセラレート プログラム ガイド」とは、パートナーの活動に適用されるガイドで、30日前の通知に基づきタレスによって随時変更され、<https://thales.webinfinity.com/> (又はタレスが指定するその後継ウェブサイト)で入手できるものをいいます。

「リセラー」とは、エンドカスタマーへの再販のために販売会社から本製品を購入することをタレスによって承認された会社をいいます。

「タレス」とは、パートナーがアクセラレート アプリケーションにおいて通知する、パートナーの登記上の住

所が所在する国に基づき、以下に指定されるタレス及び／又はタレスの関係法人の契約事業体をいいます。

パートナーの登記上の住所	タレスの契約事業体
アメリカ合衆国及びカリブ海地域	THALES DIS CPL USA, INC.
カナダ	THALES DIS CPL CANADA, INC.
ブラジル	THALES DIS BRASIL CARTÕES E SOLUÇÕES TECNOLÓGICAS LTDA
メキシコ及びその他のラテンアメリカ諸国	THALES DIS MEXICO SA DE CV
香港、中国、その他のアジア(下記を除きます。)	THALES DIS CPL HONG KONG LIMITED
日本	タレスDISジャパン株式会社
インド	SAFENET INDIA PRIVATE LIMITED
オーストラリア及びニュージーランド	THALES DIS CPL AUSTRALIA PTY LTD
オーストリア、ドイツ、スイス	THALES DIS CPL DEUTSCHLAND GMBH
連合王国	THALES DIS CPL UK LIMITED
その他のEMEA諸国	THALES DIS TECHNOLOGIES BV
イスラエル	THALES DIS ISRAEL LIMITED

「タレス商標」とは、タレス又はその関係法人が所有する商標及び／又はロゴであって、パートナーのアクセラレート パートナーとしての地位及び／又はパートナーのパートナーレベルに基づいて、アクセラレート パートナー ポータル上でパートナーが使用するために指定されたものをいいます。

「サービス固有の条件」とは、特定の本製品に適用される追加的条件であって、該当する本製品若しくは本サービスのSLA及び／又は<https://thales.webinfinity.com/>において定められ、タレスによって随時変更されたものをいいます。

「SLA」とは、サポート サービスに関するタレスの回答時間及び解決時間、並びにそれに関連する販売会社、サービス プロバイダー、又はリセラーの義務であって、<https://supportportal.thalesgroup.com/csm>において入手でき、タレスによって随時変更されたものをいいます。

「サポート サービス」とは、タレスが販売会社又はリセラー(該当する場合)に対して提供する技術サポート及び保守、並びにトレーニング及び支援であって、<https://supportportal.thalesgroup.com/csm>において定められ、タレスによって随時変更されたものをいいます。

「サービス提供条件」とは、<https://thales.webinfinity.com/>のタレス ポータルにおいて入手できるサービス提供条件(タレスによって随時変更されたもの)又はSaaS(サービスとしてのソフトウェア)製品の利用時に提供されるサービス提供条件(タレスによって随時変更されたもの)をいいます。

「販売条件」とは、タレスがエンドカスタマーに直接本製品を提供する際の条件をいい、以下のリンク<https://www.thalessecurity.com/about-us/legal>において入手できるものをいいます。

「本地域」とは、パートナーの承認メールにおいて指定された地域をいいます。